

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室

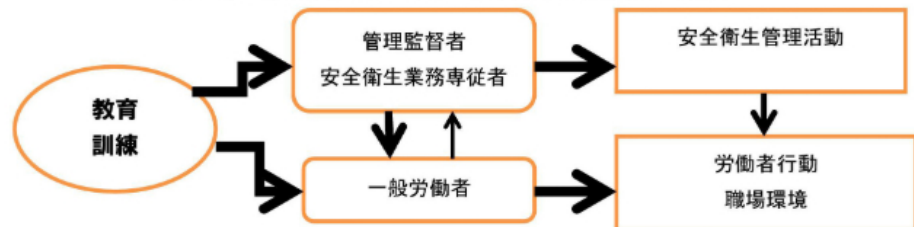

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [労働安全衛生法](#) | [安全衛生教育訓練の実施](#) 1
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)

労働安全衛生法 安全衛生教育訓練の実施 1

労働安全衛生法の特長として、労働に従事する労働者へ安全衛生に対する教育訓練の実施を事業者（使用者）に義務づけています。

現代の労働は、「教育訓練なくして災害の防止は図れない」からです。

安全衛生教育訓練と管理活動・労働者行動（労働）の関係イメージ



労働安全衛生法は、第三章「安全衛生管理体制」の第19条の2で、安全衛生推進の向上を図る為に、安全・衛生管理者、推進者その他、労働災害防止の防止に従事する者へ「教育、講習など」を行い、又これらの機会を与えるよう規定しています。

第2項では、その教育、講習等の実施に必要な「教育指針」を公表することが規定され、第3項には、指針に従い、指導等を行う、としています。

このように、労働安全衛生活動の中心となる「管理体制」のなかで、大きな柱の一つとして「教育・訓練」が明示され、その「技術・技能、知識」の向上を図らなければならないとしています。

さらに安衛法第六章「労働者の就業に当たっての措置」として、第59条から第60条の2で「安全衛生教育」に関する規定を、第61条で「就業制限」を、第62条で「中高年齢者等についての配慮」を、そして第63条で、これらの実施について「国の援助」を規定しています。

また、安衛法は第七章「健康の保持増進のための措置」、第七章の二「快適職場環境の形成のための措置」、第八章「免許等」と労働に関係する事項を規定しています。

これらの内容も学習・教育が必要であり、科学技術の進展による労働の変化、高度化・高密度化や新たな化学物質を材料とする業務の拡大などが「精神的負荷」や「人体や環境」に及ぼす影響が増大するにしたがい、安全衛生の概念が「健康と環境」の概念へと変化しています。

このような観点から、より一層の教育・学習が必要な時代となっています。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.